

## 目標Ⅱ 地域・社会における女性の活躍推進

市民にとって身近な地域における男女共同参画の推進は、男女共同社会を形成するために重要な基盤となります。このため、少子化・核家族化が進み家族形態が多様化する中、暮らしやすく活力ある社会をつくるためには、そこに暮らす男女が、地域の活動に積極的に参加することが求められます。

本市における地域活動においても、女性の参加が多く意思決定過程にも徐々に女性の意見が反映されるようになってきましたが、まだまだ、地域の慣行の中には固定的性別役割分担意識が完全に解消されていない面も残っています。

また、男女が均等に政治的、経済的、社会的に及び文化的に利益を享受し、ともに責任を担う社会を築くために、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画を推進することが不可欠であるとともに、このような多様な考え方を生かすことによって、過疎化・少子高齢化が進む地域社会にあってはその活性化につながる貴重な担い手を育成することになります。

防災の観点からは、東日本大震災や熊本地震等の経験と教訓を踏まえ、災害時に男女共同参画の視点から適切な対応ができるよう、平常時から女性が地域活動へ参画し、女性の意思が方針決定の過程に反映される仕組みづくりが必要です。

これらのことから、関係団体等と連携して、地域活動や市民活動さらには市政への参画を促進し、防災などを含むさまざまな分野において女性の視点での取り組みができるように地域・社会環境を整備します。

### 【施策の方向】

1. 地域における男女共同参画の促進
2. 社会環境づくりへの女性の参画促進
3. 防災の分野における女性の参画促進

## 施策の方向1 地域における男女共同参画の促進

誰もが生き生きと暮らしやすく、活力ある地域社会を形成するためには、男女を問わず、地域活動に積極的に参加し、対等な立場で意思決定を行うことが重要です。

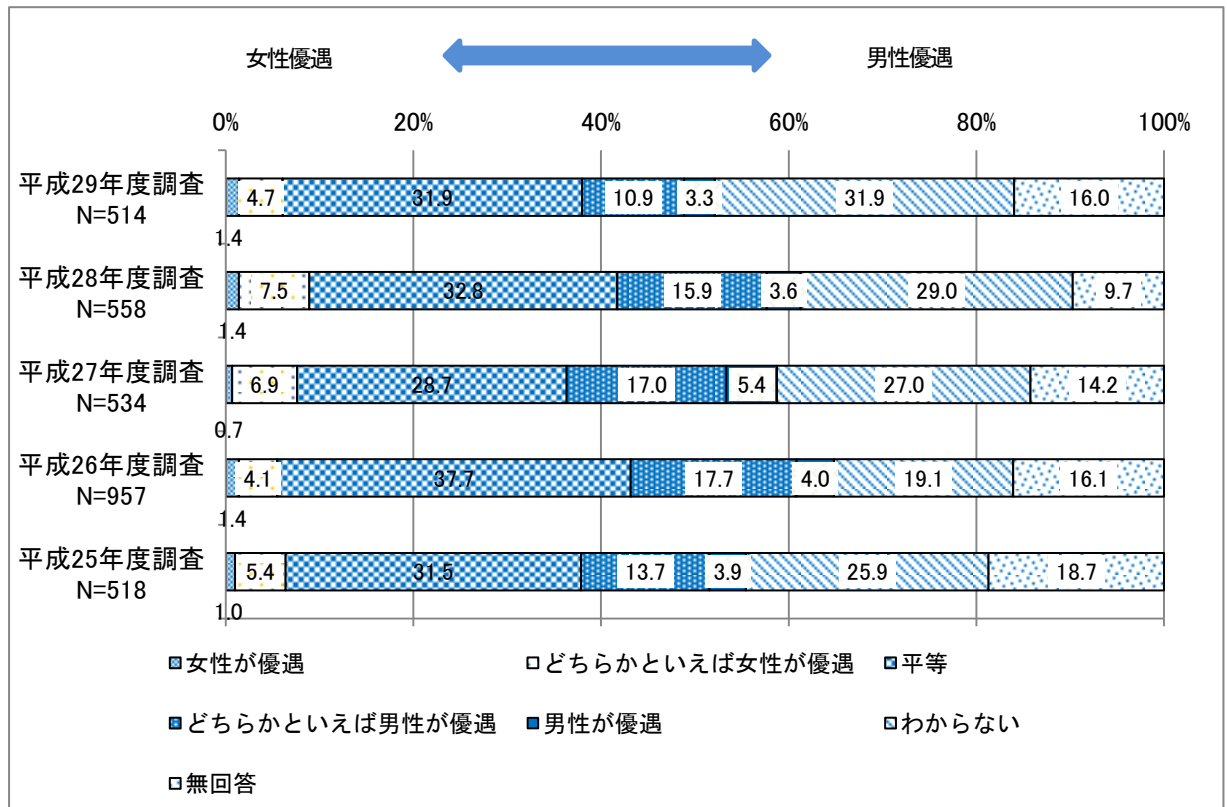
しかし、地域社会においては、固定的性別役割分担意識に基づく社会慣習が根強く残っており、意識決定の場においては、多くが男性中心という現状が未だに見受けられます。

実際、平成29年度「大牟田市まちづくり市民アンケート」によると、「地域活動の場で男女が平等である」と回答した人の割合は、31.9%となっており、平成25年度に実施した調査結果とほぼ同率です。

一方、平成28年度「大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査」によると、地域の意思決定の場へ女性が積極的に参加することについては、「必要と思う」または「どちらかといえば必要と思う」と回答した人の割合が88.6%となっており、大部分の人が女性の参加を肯定している現状が見られます。

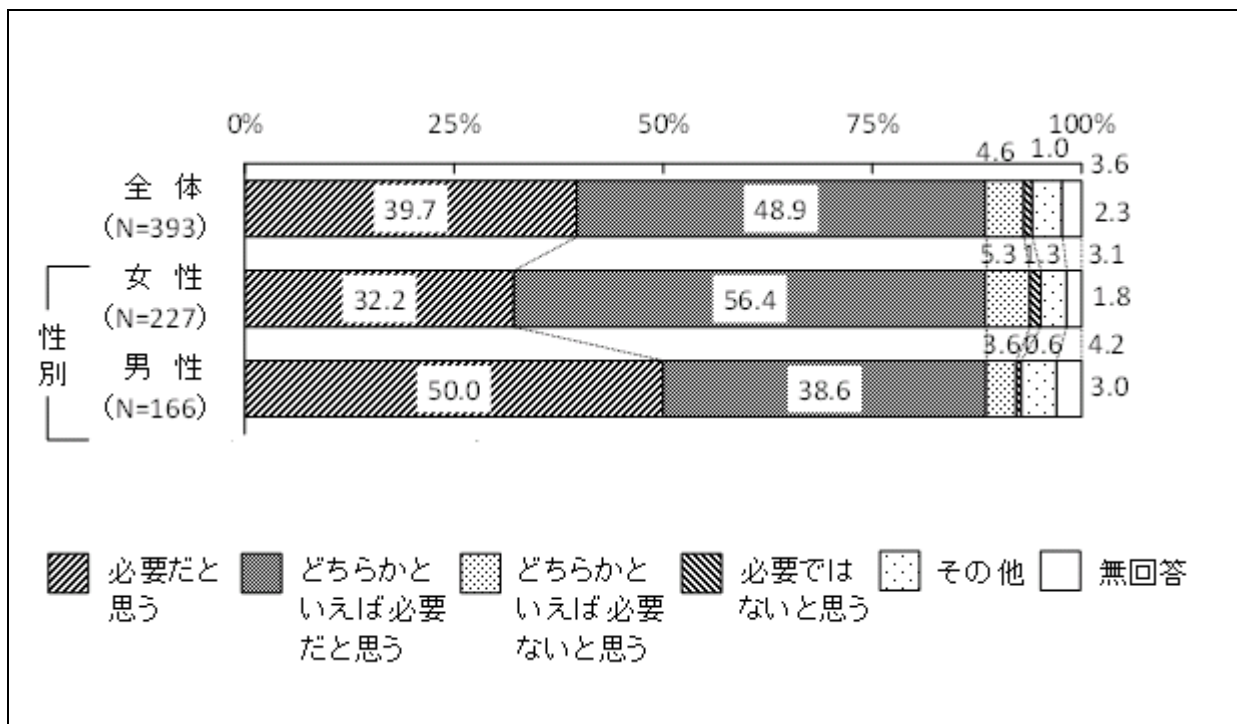
今後は、地域活動の場において、性別で役割を固定化することなく、女性の社会的参加が促進されるよう、男女共同参画の視点から意識の醸成、環境整備や人材育成を図るとともに、男女が性別に関係なく、ともに主体的に参画する地域活動の推進に向けて啓発等を行います。

地域活動の場における男女平等感（大牟田市）



(資料：大牟田市まちづくり市民アンケート)

## 地域の意思決定の場へ積極的に女性が参加することについて（大牟田市）



（資料：平成28年度大牟田市男女共同参画に関する市民意識調査）

## 地域における役職への女性の参画状況（大牟田市）

	平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年		
	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)	総数 (人)	うち女 性(人)	女性 比率 (%)
小学校PTA会 長	23	0	0.0	22	2	9.1	22	2	9.1	22	3	13.6	21	3	14.3	21	2	9.5
中学校PTA会 長	11	2	18.2	11	1	9.1	11	3	27.3	9	2	22.2	9	2	22.2	8	2	25.0
町内公民館長	231	18	7.8	233	14	6.0	231	18	7.8	225	14	6.2	224	14	6.3	221	12	5.4
校区町内公民 館連協会長	22	2	9.1	21	1	4.8	21	1	4.8	21	1	4.8	20	1	5.0	2	0	0.0
校区まちづくり 協議会長	5	1	20.0	10	1	10.0	15	1	6.7	15	1	6.7	17	1	5.9	18	1	5.6
民生委員・児 童委員	292	177	60.6	288	175	60.8	287	166	57.8	290	169	58.3	289	169	58.5	287	178	62.0
校区民生委 員・児童委員 協議会長	22	6	27.3	21	5	23.8	21	6	28.6	21	5	23.8	21	5	23.8	20	5	25.0

※基準日：各年の4月1日現在

### (1) 地域団体等における方針決定過程への女性の参画促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
17	地域団体における各種研修を通じた女性の人材育成及び活用	地域団体が参加する各種研修等において地域活動を行う女性の人材発掘や育成、活用のための啓発を行います。	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課

### (2) 男女がともに参画する地域活動の促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
18	男女がともに参画する地域活動の啓発	地域で活動している団体やボランティア、地区公民館サークルなどへ、様々な機会を捉えて、男女がともに参画する地域活動について啓発を行います。	地域コミュニティ推進課 人権・同和・男女共同参画課

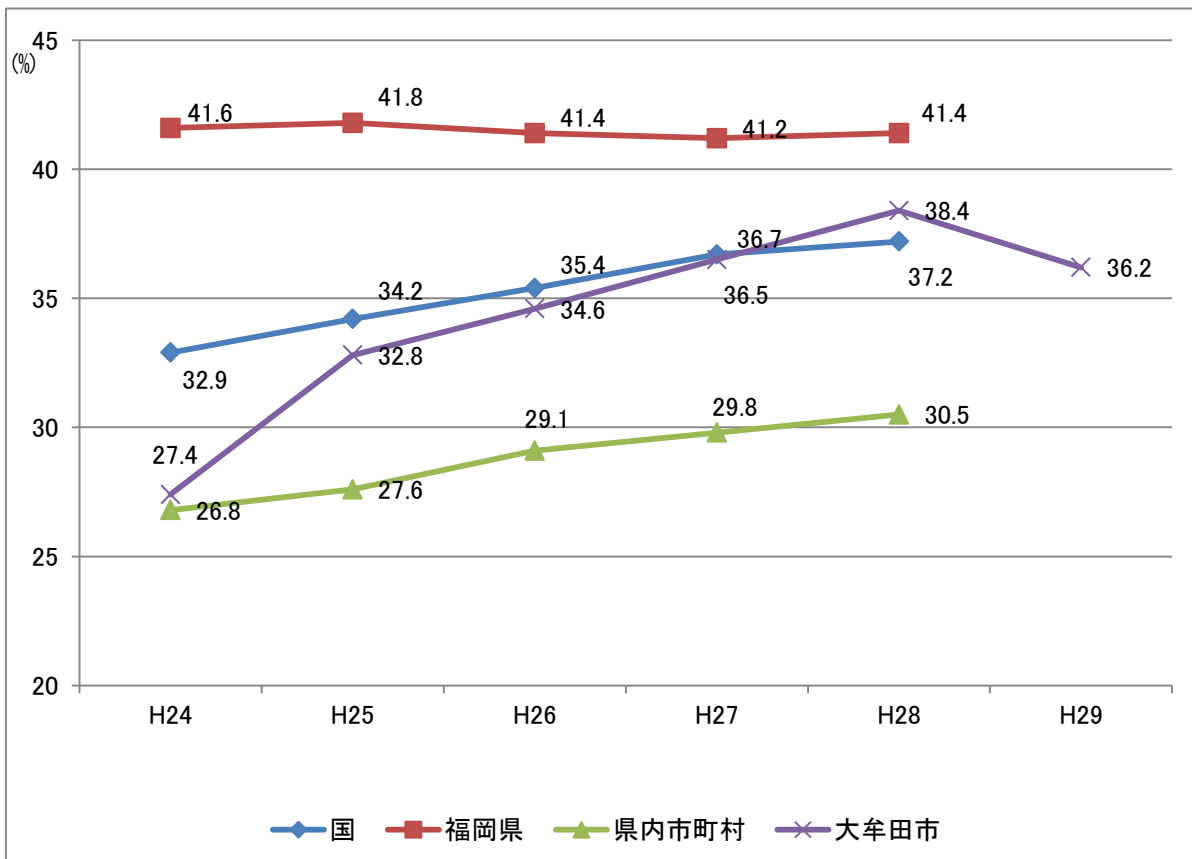
## 施策の方向2 社会環境づくりへの女性の参画促進

誰もが意思や意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を築くためには、男女がそれぞれの能力を発揮し、政策・方針決定過程の場や、地域活動など、さまざまな場面で活躍できる環境づくりが不可欠です。そのためには、女性が自らの能力を高めていくとともに、エンパワーメント（力をつけること）の拡大を図り、地域における役職やリーダー的存在に女性を増やしていく取り組みが必要です。

本市では、平成25年に策定された、第2次おおむた男女共同参画プランの中で、「審議会等における女性委員の登用率40%以上」を計画目標としており、平成29年4月には36.2%となり、平成24年4月と比較して、8.8ポイント上昇しました。

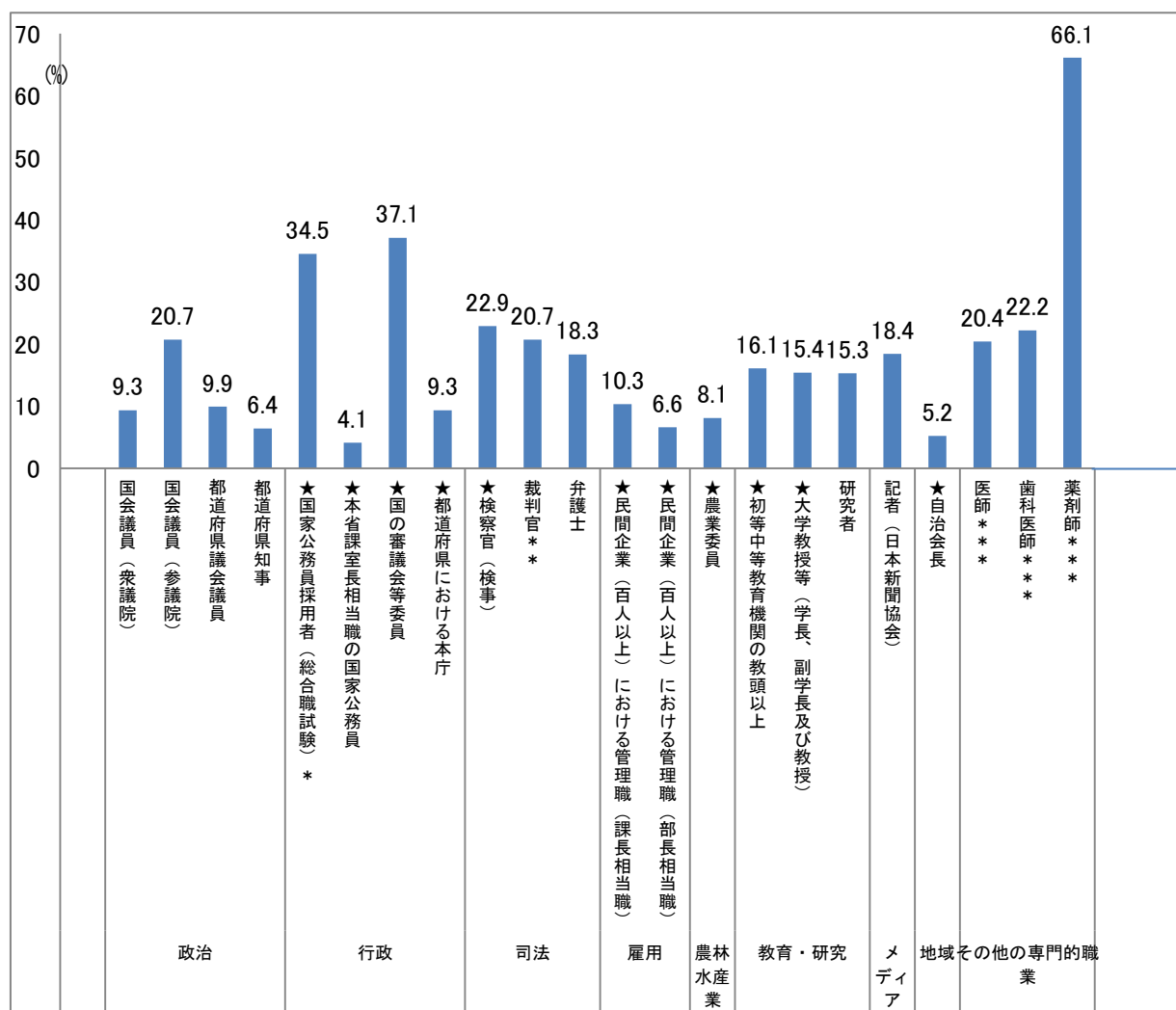
今後も、女性がそれぞれの能力を発揮し、行動できるように情報提供等の支援を行うとともに、各分野における意思決定過程の場における女性の積極的な参画を促進します。

審議会等における女性委員の登用率



※基準日：各年の4月1日

## 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成29年1月)より一部情報を更新。

2. 原則として平成28年値。ただし、\*は29年値、\*\*は27年値、\*\*\*は26年値。

なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

(資料：平成29年版 男女共同参画白書)

### (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画推進

No.	推進項目	取組概要	担当課
19	審議会等への女性の参画推進	審議会等への女性の参画を推進するため、審議会等の委員任命に当たっては「大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱」に基づき、関係部局と事前協議を徹底するなど適切、効果的な運用を行います。	総合政策課 人権・同和・男女共同参画課
20	女性人材リストの充実・活用	審議会等への女性の参画を推進するため、大牟田市内外で活動し、市政に関心があり、審議会等に参加する意欲のある女性の人材のリストを作成し、その情報を関係各課へ提供します。	人権・同和・男女共同参画課

### (2) 女性のエンパワーメントのための支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
21	人材育成のための学習機会の充実（レディースモニター）	市内在住・通勤・通学の女性をレディースモニター（委嘱期間2年間）として公募し、モニターに対して研修会等を実施するとともに、市政への意見・提案等を受け付けます。また、モニター終了後も市政への参画を継続してもらうために、女性人材リストへの登録及び市政参画推進ネットワーク プラネットおおむたへの参加を呼びかけます。	市民生活課
22	人材育成のための学習機会の提供（プラネットおおむた事業）	方針決定の場や団体活動等の中で、必要な知識・技術について、女性のエンパワーメント（力をつけること）のため、県等の開催する研修会への派遣や、学習情報の提供等を行います。	人権・同和・男女共同参画課

### (3) 男女共同参画を促進する市民活動への支援

No.	推進項目	取組概要	担当課
23	市民活動への支援	男女共同参画の推進に取組む市民団体等の自主的な活動を促進するため、活動に係る助言や広報、情報提供等を行うとともに、ネットワーク形成へ向けて支援を行います。	人権・同和・男女共同参画課

### 施策の方向3 防災の分野における女性の参画促進

平成23年に発生した東日本大震災により、防災分野においても男女共同参画の視点に立った取組みが進められております。

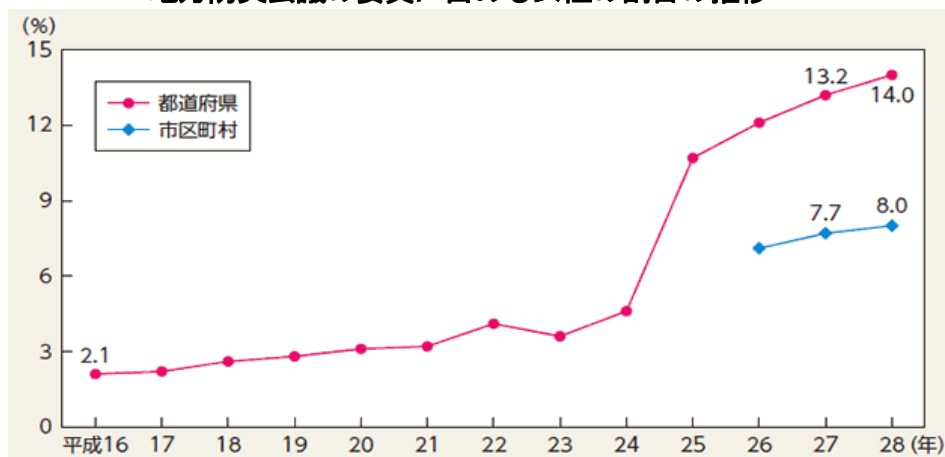
国においては、平成25年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を定めて、平常時から男女共同参画を推進し、災害が発生した場合には、男女で受ける影響の違いが生じることに十分配慮した取組みを行うこととされています。男女別トイレや授乳室の整備、避難所の運営体制への女性の参画など、男女共同参画の視点に配慮した取組みが必要です。

本市においては、地域防災計画の作成や推進等のために、条例に基づき防災会議を設置しており、その女性委員の割合は、平成24年4月に14.3%でしたが、平成29年4月には、3.9ポイント増加し、18.2%となりました。

災害は地震、風水害等の自然現象（自然要因）だけではなく、それを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。

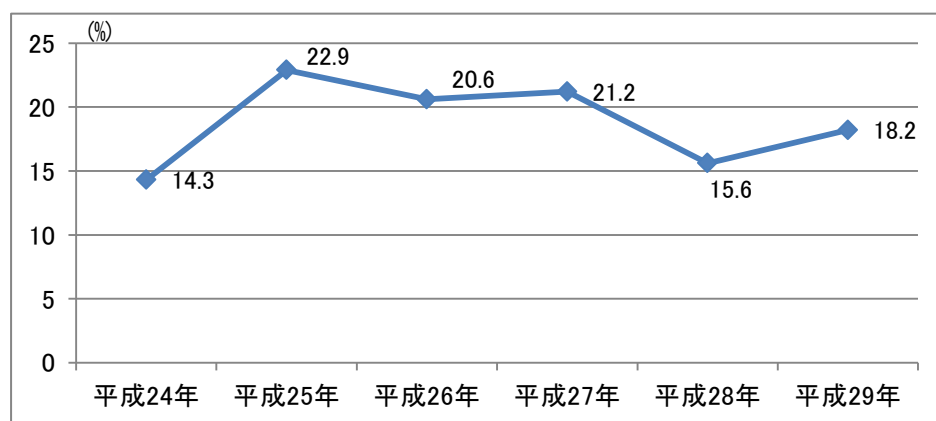
このため、性別や年齢、障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会的要因による影響が少なくなるよう、平常時から男女共同参画の視点に立った防災対策を進めておくことが、安心して暮らせる優しい社会づくりにつながります。

#### 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



(資料：平成29年版 男女共同参画白書)

#### 大牟田市防災会議の委員に占める女性の割合の推移





(1) 防災の分野における女性の参画促進

No.	推進項目	取組概要	担当課
24	防災協力団体と協働した火災予防啓発活動	地域における防災意識を高めるために、婦人防火クラブ及び幼年消防クラブと協働して、住宅用火災警報器の普及促進や防火教室、避難訓練等を行い啓発活動を進めます。	消防本部予防課
25	女性消防団による防災意識普及啓発	女性消防団による高齢者の住宅防火診断をすることにより、地域の各種団体との連携を強化し、地域における防災意識の普及啓発に取り組めます。また、各団員が全小校区を担当し、年間を通じて市内全域での取組みを推進します。	消防本部総務課
26	防災の分野における女性の参画促進	防災の分野での、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災に関する政策・方針決定への女性参画の推進に努めます。	防災対策室